

令和6年度学生寮入寮のしおり

入寮を希望する方は、次の要領に従って手続をしてください。

1 提出期限

申請書類の提出期限は、以下のとおりです。

1)学部

推薦・教員養成特別・編入学合格者……………令和6年2月19日(月)必着

前期日程合格者……………令和6年3月15日(金)必着

後期日程合格者……………令和6年3月27日(水)必着

2)大学院

専門職学位課程前期・後期募集合格者……………令和6年2月19日(月)必着

専門職学位課程二次募集合格者……………未定

(注1) 持参又は郵送(後期合格者は速達便で送付)してください。上記の期限に間に合わない場合は、先に写しをFAX(0154-44-3227)にて送付のうえ、原本を後送してください。

2 提出先

〒085-8580 釧路市城山1丁目15番55号

北海道教育大学釧路校 教育支援グループ 電話(0154)44-3234 FAX (0154)44-3227

3 選考結果の発表

1)本学の学生寮規則に基づき、経済状況等を勘案した上で入寮の可否を決定します。

なお、選考結果は下記のとおり2回に分けてお知らせします。

① 1次選考

対象者は、「学部:推薦・教員養成特別・編入学合格者」「大学院:専門職学位課程前期・後期募集合格者」です。

令和6年2月28日(水)15時以降に北海道教育大学のホームページ上に掲載します。

掲載場所 : 北海道教育大学 教員養成課程 釧路校 **重要なお知らせ**

URL : <https://www.hokkyodai.ac.jp/kus/>

照会先 電話(0154)44-3234 北海道教育大学釧路校室教育支援グループ

※1次選考で不合格となっても、下記のとおり2次・3次選考で合格する場合があります。

② 2次選考

対象者は、「学部:前期日程合格者」「**入寮【1次選考】不合格者※学部のみ**」です。

令和6年3月21日(木)15時以降に北海道教育大学のホームページ上に掲載します。

掲載場所 : 北海道教育大学 教員養成課程 釧路校 **重要なお知らせ**

URL : <https://www.hokkyodai.ac.jp/kus/>

照会先 電話(0154)44-3234 北海道教育大学釧路校室教育支援グループ

※2次選考で不合格となっても、下記のとおり3次選考で合格する場合があります。

③ 3次選考

対象者は、「学部:後期日程合格者」「大学院:専門職学位課程二次募集合格者」「**入寮【2次選考】不合格者**」です。

令和6年3月29日(金)15時以降に北海道教育大学のホームページ上に掲載します。

掲載場所 : 北海道教育大学 教員養成課程 釧路校 重要なお知らせ

URL : <https://www.hokkyodai.ac.jp/kus/>

照会先 電話(0154)44-3234 北海道教育大学釧路校室教育支援グループ

- 1) 選考結果の発表後、事情により入寮を辞退する場合は、速やかに教育支援グループまで連絡願います。
- 3) 入寮許可者には、令和6年4月8日(月)以降に教育支援グループ窓口にて入寮許可書等をお渡します。
- 4) 入寮許可者には、学生寮の入寮担当から電話にて入寮日の照会を行います。

c

4 入寮後の寄宿料他

- 1) 「**寄宿料**」は月額1,800円で、大学へ毎月支払います。支払いは、各自で指定した金融機関の口座からの引き落としになります。入寮許可書とともにお渡しする予定の「**寄宿料・光熱水費の口座振替について**」に基づき、速やかに引き落とし口座の設定をお願いします。
- 2) 光熱水費などの私生活に係る費用(「**寮費**」と言います)は寄宿料と同様に大学にて口座からの引き落としとなります。毎年2~3月頃に、当年度の光熱水費などから算出し決定した次年度の引き落とし額をお知らせいたします。新規入寮者については、入寮決定後の送付書類にてお知らせいたします。(20,000円程度となる見込みです。)

5 選考基準

入寮者の選考は、自宅からの通学の可能性や家計調査等に基づき行います。

なお、家計評価は、申請者の属する世帯の給与、売上げなどの1年間の「総収入金額」から、本学基準で定めた「必要経費」や「特別控除」の額を差し引いた「総所得金額」に基づき行います。

6 提出書類

入寮申請に必要な書類は下表のとおりです。

下表及び提出様式に記載された注意事項をよく確認のうえ、提出願います。

該当する者	証明書等	発行先	注意事項
○申請者全員	・ 入寮申請書 ・ 入寮希望申請に係る提出書類確認票 ・ 誓約書	教育支援グループ	「7申請書類の記入要領」・「8誓約書について」を確認してください。
○生計を共にする家族(全員分) ○学生本人で独立生計者 ※独立生計者でない学生本人及び申請者(学生本人)以外の修学者(小・中学生、高校生、大学生等)は不要	・ 所得証明書 ※申請時点で発行可能な最新のもの	市区町村役場	・無職の場合でも提出すること。 ・別居している場合でも生計を共にしている場合は必ず提出すること。

※専業主婦、祖父母については必要			
○学生本人(全員)	<p>・(様式1)アルバイト等収入状況申立書</p> <p>※収入のある場合は、下記の収入に関する証明書も併せて提出すること。</p>		アルバイトをしていない場合でも提出すること。

以下は、該当する方のみ必要な提出書類です。左欄に該当する方は必要書類を提出してください。

該当する者	証明書等	発行先	注意事項
○給与所得者	<p>・令和5年分源泉徴収票(コピー)</p>	勤務先	パート、アルバイトを含む
○事業・配当・営業・不動産・雑所得等のある方	<p>・令和5年分確定申告書, 青色申告書, 收支内訳書, 農業所得計算書等のコピー(※受付印のあるもの)</p> <p>※確定申告をしていない場合は、市区町村長へ提出する令和6年度市(町)民税申告書等で令和5年分の収入金額, 必要経費, 所得金額がわかる書類を提出してください。</p>		確定申告書は第一票(A表又はB表)の他、第二票も提出してください。
○商・工・農・林・漁業所得のある方, 転作奨励金等を交付された方			
○前年途中または今年新たに就職した方	<p>・(様式2)給与支給(見込)証明書</p> <p>※前年途中又は今年新たに就職した方等で給与支給(見込)証明書の発行が提出期限以降になる場合には、発行され次第早急に提出してください。</p>	勤務先	発行が難しい場合は、勤務開始から現在までの給与明細書のコピー)
○家庭教師をしている方	<p>・(様式3)家庭教師に関する証明書</p>	家庭教師 依頼主	
○内職収入のある方	<p>・収入を証明する書類又は(様式4)内職収入に関する申立書</p>		
○家族以外から仕送りや養育費等の援助を受けている方	<p>・養育費・援助に関する申立書</p>		

○無職の方	・(様式5)無職・無収入の申立書		18歳以上で就学, 就職していない方
○年金・恩給受給者	・令和5年分年金所得の源泉徴収票 ・年金改定通知書の最新のもの ・年金振込通知書の最新のもの ・・・以上のうちいずれかのコピー	日本年金機構等 (旧社会保険庁)	受給者氏名及び1年分の金額がわかるように添付してください。
○児童扶養手当受給者	・児童扶養手当通知書等のコピー	市区町村役場	
○雇用保険受給者 (失業者及び季節労働者)	・雇用保険受給資格者証, 雇用保険特例受給資格者証等のコピー (両面)	職業安定所 (ハローワーク)	昨年1年間の受給額が記載されているもの
○申請前6か月以内(令和5年10月1日～令和6年3月31日)に臨時所得(退職金・保険金等)があった方	・退職金・保険金の支払(予定)証明書のコピーなど収入を証明する書類	勤務先 保険会社等	
○生活保護受給世帯	・保護決定(変更)通知書等のコピー など受給額のわかる書類(直近1年間分)	社会福祉事務所等	
○学生本人が給付型の奨学金(返済する必要のない奨学金)を受けている場合	・奨学金受給額証明書等のコピー		日本学生支援機構などの貸与型の奨学金(返済する必要のある奨学金)は除く
○国立の高専・大学・大学院等に兄弟姉妹が就学している場合	・(様式6)在学・授業料免除状況証明書 (令和6年4月1日以降の証明が必要) ※提出期限 4月10日(水)	在学学校	
○上記以外の大学(公私立)及び専修学校に兄弟姉妹が修学している場合	・在学証明書(令和6年4月1日以降の証明が必要) ※提出期限 4月10日(水)	在学学校	高校生は不要です。
○主たる家計支持者が別居している場合	・(様式7)主たる家計支持者の別居(単身赴任等)に係る支出状況申立書 ・支出を証明する領収書等のコピー		

○長期療養者のいる世帯 ※長期療養者とは、申請時において6か月以上にわたる期間療養中の人、または療養が必要と認められる人をいいます。	・ 医師等の証明書(診断書等) ・ (様式8)長期療養に係る医療費控除証明書 ・ 6か月分以上の支出証明書(領収書等、医療費等の支払金額がわかるもの)のコピー	医師, 病院等	※保険等により補てんされた金額は除かれます。 ※長期療養にあたらな一過性の医療費は除かれます。
○障害者のいる世帯	・身体障害者手帳等のコピー (特別児童扶養手当受給者証や、障害児童所支援受給者証等のコピーを含む)	市区町村役場	
○申請前6か月以内(令和5年10月1日～令和6年3月31日)に主たる家計支持者が死亡した世帯	・ 死亡者分の上記の所得関係証明書, 退職金・保険金等臨時所得の証明書のコピー, 住民票等	勤務先 市区町村役場等	
○申請前6か月以内(令和4年10月1日～令和5年3月31日)に火災,風水害,盗難等の被害を受けた世帯	・ 被災証明書, 被災額証明書, 災害(損害)保険等支払証明書等, 令和5年分確定申告書のコピー	消防署 市区町村役場等 保険会社	
独立生計者である大学院生	・ 申告者本人が被扶養者でないことを示す書類 (父母等の源泉徴収票・確定申告書のコピー)	勤務先 市区町村役場等	※独立生計者として認定される場合、「所得税法上、父母等の扶養親族でないこと」「父母等と別居していること」「本人(配偶者を含む)に収入があり、所得証明書が発行されること」の3つが必要条件であり、それを判断するための書類が必要です。
	・ 住民票(世帯全員の記載のもの)	市区町村役場等	
	・ 本人・配偶者分の所得証明書 (最新のもの) ・ 本人・配偶者分の令和4年分の所得に関する書類(源泉徴収票・確定申告書等のコピー) ・ 健康保険証のコピー	勤務先 市区町村役場等	

7 提出書類の記入要領

申請書の記入にあたって、家族状況欄は令和6年4月1日以降の内容で記入してください。

特に就学者の状況にはご注意ください。

※学生本人以外の就学者については、令和6年4月からの進学先の学校、進級学年を記入してください。

- ・学生本人が、黒色のボールペン、万年筆等で記入してください。
- ・なお、不明な点があれば鉛筆書きにし、教育支援グループ担当者に相談してください。
- ・記入誤りを訂正する場合は、誤った箇所を二重線で抹消し、上部など余白部分に記入してください。
- ・所得等の金額は、千円単位で記入してください。(千円未満切り捨て)

(1) 「本人」欄

- ・通学区分は、令和6年4月1日以降の該当する方を○で囲んでください。
- ・前年度の奨学金受給状況欄は、令和5年度に受給している給付型の奨学金のみ記載してください。
(日本学生支援機構等の貸与型奨学金については、記載不要です。)
- ・アルバイト収入等がある場合は、この「本人」欄ではなく「収入状況」欄の本人欄に金額を記入してください。

(2) 「家族状況」欄

- ・申請時(令和6年4月1日)現在の家族構成に基づいて各項目を記入してください。
- ・同居・別居を問わず、申請者と生計を共にする者全員を記入してください。
- ・「続柄」欄には申請者本人からみた続柄を記入してください。

1) 「就学者を除く家族」欄

- ・別居し、かつ生計を共にしない兄弟姉妹・祖父母等は記入する必要はありません。
- ・未就学児童(幼稚園・保育園児等)、各種学校学生(専修学校の認定を受けていない学校)、予備校在學生(浪人生)等は、この欄に記入してください。
- ・「職業」及び「勤務先・役職名」欄には、具体的な職種及び会社名・店名(自営)等を記入してください。
- ・年金等を受給している場合は「年金受給者」、無職の場合は「無職」を「職業」欄に記入してください。
- ・“父”又は“母”が死亡・生別の場合は、「就学者を除く家族」欄に記入せず、裏面の「母子・父子世帯」欄に必要事項を記入してください。
- ・大学院生で、以下の全てに該当する場合は独立生計として認定します。
 - ① 所得税法上、父母等の扶養親族でない者
 - ② 父母等と別居している者
 - ③ 本人(配偶者があるときは、配偶者を含む。)に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者

この場合、本人及び配偶者等の所得金額を「収入状況」欄に記入し、所得に関する証明書、父母等の扶養親族でないことが確認できる書類を添付してください。

2) 「就学者(本人を除く)」欄

- ・就学者全員についての学校名・学年等を記入し、各項目の該当するものに○を付けてください。(令和6年4月以降の学校名・学年等を記入)
- ・就学者とは、小・中学校、高等学校、高等専門学校、大学(短期大学・大学院・専攻科・別科を含む)、特別支援学校、専修学校(高等課程・専門課程在学者)に在学する人です。
- ・専修学校の場合には正式な学校名を記入し、所在市町村名を記入してください。「専高」は専修学校高等課程、「専専」は専修学校専門課程です。
- ・高校生以上の兄弟姉妹が国立の大学(大学院含む)及び高等専門学校に在学している場合は、「(様式6)在学・授業料免除状況証明書」をもとに前年度(令和5年4月～令和6年3月)の授業料減免の有無等について記入してください。
- ・申請書提出時に進学先が未定の場合には、「在学学校名」欄に鉛筆書きで「未定」と記入し、進学先が決定し次第、教育支援グループ担当者にご連絡ください。

(3) 「収入状況」欄

同居・別居を問わず、申請者と生計を共にする者全員(住所が同じ方を含む)の収入の状況を記入してください。

次の区分により所得金額を記入してください。

区 分		所 得 (職 業) の 種 類	
給与収入		源泉徴収票・給与証明・証書等をもとに、令和5年1月～令和5年12月の給与収入を個人別に記入してください。年金収入，傷病手当金，児童扶養手当，失業給付金，障害者手当等も給与所得に含みます。	
給与所得以外の収入	商工業	令和5年1月～令和5年12月までの収入金額から必要経費を差し引いたものを所得金額として記入してください。	確定申告書等をもとに商業，工業による所得を記入してください。
	農林水産業		確定申告書等をもとに農業，林業，水産業，漁業による所得を記入してください。
	その他		① 開業医・弁護士・著述業・公認会計士・税理士・外交員・浴場業・理美容業・旅館業・クリーニング業等の職業による所得を記入してください。 ② 大工・左官等の職業による所得(建築会社に勤務し，一定の給与を受けている場合は，給与収入欄に記入)を記入してください。
	その他の雑所得		① 家賃・貸間代，地代，利子・配当，内職，親戚等の援助の所得を記入してください。 ② 本人にアルバイト等の収入があり，源泉徴収票，給与証明等がない場合は，この欄に記入してください。「(様式1)アルバイト等収入状況申立書」に記入，提出してください。 ③「親戚等の援助」には，親戚等からの援助，養育費等を記入してください。
	上記以外の臨時所得		申請前6か月間(令和5年10月～令和6年3月)の退職(一時)金，保険金，資産譲渡所得，山林所得等を記入してください。

(注) 所得者の死亡・退職等の理由により、上記と収入状況が異なる場合は、申請時現在の収入状況を記入してください。

(4) 「特別控除関係」欄

1) 母子・父子世帯

母子世帯又は父子世帯に該当する場合は、記入してください。

養育費・扶助費を受けている場合、「(様式4)養育費・援助に関する申立書」を併せて提出してください。

2) 障害者のいる世帯

生計を共にする家族に障害者がいる場合は記入し、障害者手帳等のコピーを併せて提出してください。

3) 長期療養者

申請時現在において6か月以上にわたり療養中の者又は療養を要すると認められる者をいいます。

療養費は、「(様式8)長期療養に係る医療費控除証明書」及び申請時から過去1年以内に支払った金額がわかる書類(領収書等)を併せて提出してください。

※ ただし、健康保険等で医療給付(高額医療費等補填分を含む)を受けられる金額及び損害賠償等で補填される金額は除いてください。なお、「診断書(病名・申請時現在において6か月以上療養を要する旨の期間・現在の状況を明記したもの)及び「支払証明書(月々の支払いが明記されたもの)・領収書の写し等」が必要です。

4) 主たる家計支持者の別居

主たる家計支持者が単身赴任により別居している場合、別居のために特別に支出している金額を記入し、「(様式7)主たる家計支持者の別居(単身赴任等)に係る支出状況報告書」を提出するとともに、併せて支払いを証明する書類を提出してください。ただし、住居費、光熱水費、家具・家事用品の実費に限り、会社等から住居費等を補助されている場合はその金額を除いてください。

5) 火災・風水害・盗難等の災害を受けた世帯

各種証明書を併せて提出してください。

6) 父母以外の者で収入を得ている者

生計を共にする家族に該当者がいる場合、記入してください。申請者本人及びその配偶者は除かれますが、年金等の収入がある祖父母については記入が必要です。

(5) 「申請事由」欄

・免除を希望するに至った家庭事情やその他特に説明を要する事情を、学生自身が学生本人の立場で具体的に記入してください。

・ローンの返済に困っている等の自己都合の事情を記載しても、選考の判定には特に考慮されませんので、ご注意ください。

・家計支持者が現在無職又は無職に近い状態で、かつ経常的な収入が皆無若しくは僅少な場合は、生活費の出所を詳しく記入してください。

8 誓約書について

(1) 誓約書は、学生が、学則その他諸規則を遵守することを誓約するものです。

また、連帯保証人が、入寮者が寮での居住に関し生じた一切の債務について、別添「寄宿舍(寮)に係る極度額」記載の極度額を限度として、連帯して保証することを誓約するものです。

(2) 極度額(連帯保証する最大限の額)は、別添「寄宿舍(寮)に係る極度額について」を御確認ください。

(3) 上記を御確認の上、同封の『誓約書』の(備考)に従って記入してください。

9 その他注意事項等

- ・「申請書」に記載された個人情報及び関係書類は、入寮選考に関する業務のために利用し、その他の目的には利用しません。
- ・入寮許可後に記載内容が事実と異なることが判明した場合は、許可を取り消すことがあります。
(この場合は、直ちに退寮していただきます。)
- ・申請書提出後、記載内容等に変更が生じた場合は直ちに申し出てください。
- ・申請書受付後、記載内容等について確認のための質問をさせていただくこともありますので、ご承知おきください。
- ・学生寮の土地において、車庫証明に必要な「保管場所使用承諾書」への証明は行うことができません。
- ・提出期限を過ぎてからの申請は受け付けません。